

砺波市三世代同居・近居住宅支援事業Q & A

(質問1)

「三世代同居・近居」の居住敷地要件について教えてください。

(回答)

○三世代同居

「同一敷地内又は隣接する敷地」に三世代以上が居住している場合に該当となります。隣接する敷地の間に宅地用水または宅道がある場合も該当となります(農業用水路または公道は該当となりません)。

集合住宅の場合は、「同一住戸または隣接する住戸」に三世代以上が居住している場合に該当となります。

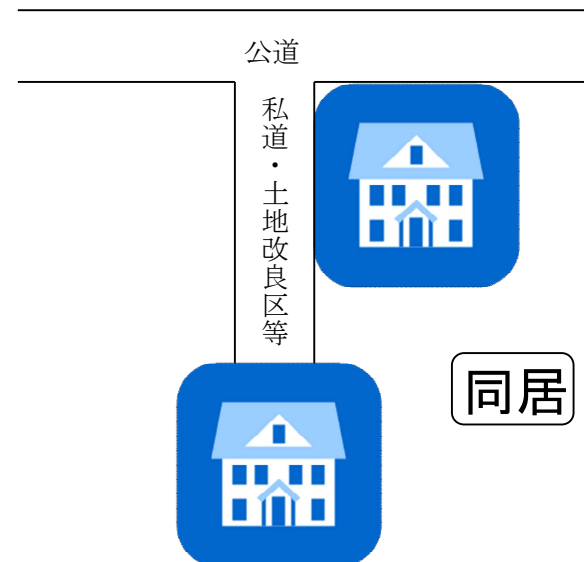
○三世代近居

「同一の自治振興会の区域内」(庄東小学校及び庄川小学校の通学区域内)又は「市内の直線距離500mの範囲内」に三世代以上が居住している場合に該当となります。

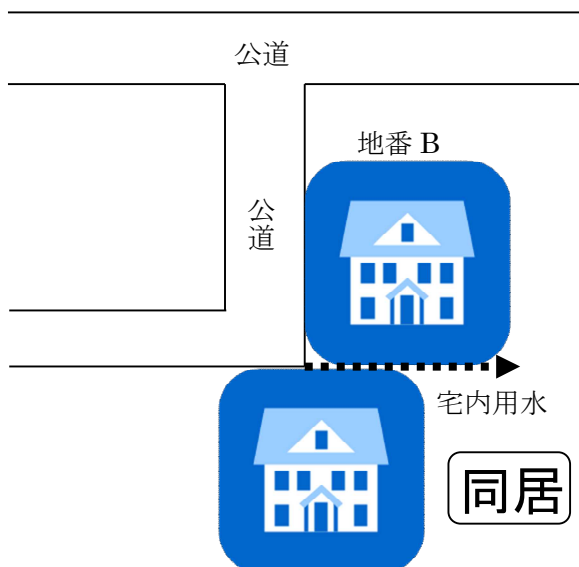
事例1 隣接する敷地の場合



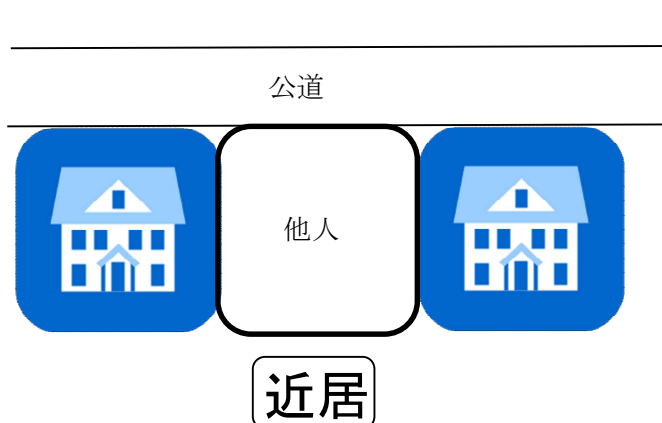
事例2 敷地間に宅道がある場合



事例3 敷地間に宅内用水がある場合



事例4 隣接していない場合



砺波市三世代同居・近居住宅支援事業Q & A

事例5 戸建とマンションが隣接する場合



事例6 戸建とアパートが隣接する場合
(アパートは三世代家庭に属するものが所有し居住している。)



※ただし、アパートに係る工事は対象外戸建のみ対象。

(質問2)
「三世代家庭」の構成について、対象となる事例と対象にならない事例を教えてください。

(回答)

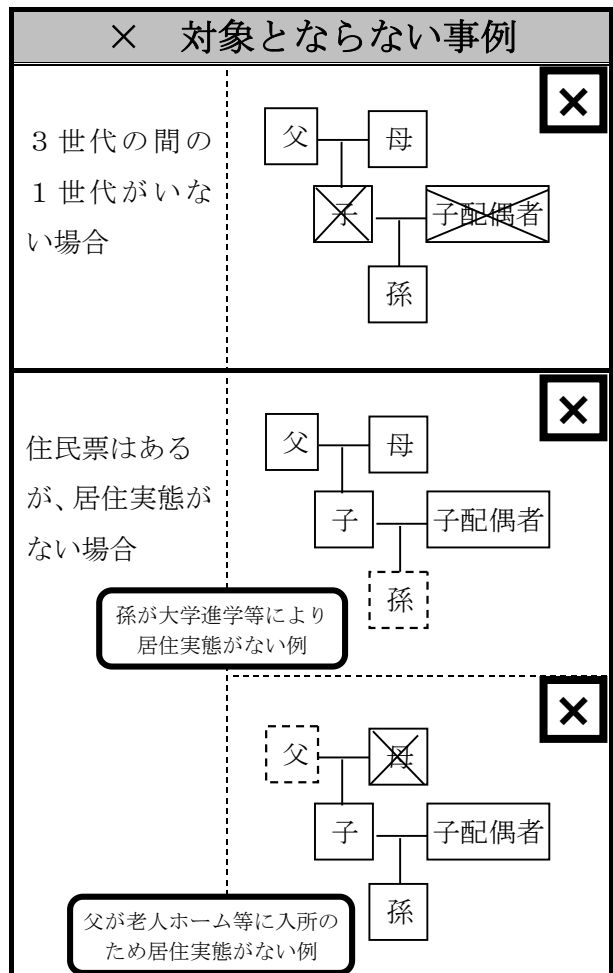
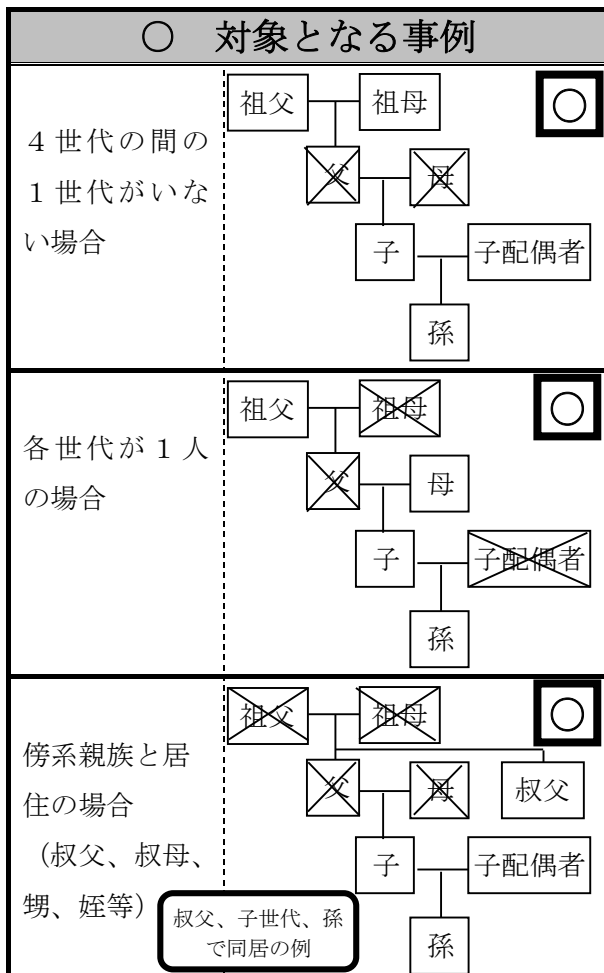
以下を参考にしてください。



..... 死亡



..... 本市に住民票がない
又は居住実態がない



砺波市三世同居・近居住宅支援事業Q & A

世帯分離しているが、同一敷地(または隣接する敷地)内に居住している場合

○

出産予定であり、今後三世代家庭となる予定の場合

○

居住実態はあるが、住民票がない場合

×

質問3)

補助金の対象となる工事とならない工事を教えてください。

(回答)

以下を参考にしてください。

○ 対象となる工事等

- ・ 住宅の新築工事、増改築工事。
- ・ 建売住宅の購入、マンションの購入、中古住宅の購入
- ・ 外壁、屋根の修繕。(瓦の葺き替え等)

× 対象とならない工事等

- ・ 敷地造成、附属屋、門、塀、その他外構工事。
- ・ 生活用品、家具、家電製品、暖房機器、電子機器類などの物品。
- ・ 既存の器具、設備の更新。(用途変更を伴わない場合)
- ・